

諮問番号：令和7年度(2025年度)諮問第4号

答申番号：令和7年度(2025年度)答申第5号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が行った児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定に基づく児童措置決定処分（以下「本件処分」という。）に係る令和6年（2024年）7月24日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人ら

おおむね以下の理由により、本件処分の取消しを求める。

（1）虐待の事実がないのにも関わらず、審査請求人らの子ら（以下「児童ら」という。）が一時保護となったこと。

（2）一時保護後から施設入所に至るまでの間、処分庁と審査請求人らと協議がなかったこと。

（3）処分庁から、児童らが施設入所となった経緯や家庭復帰に関して具体的な説明がなく、処分庁の対応に不備があるため、本件処分を不当としか考えられないこと。

#### 2 審査庁

審理員意見書のとおり本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 結論

本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

## 2 理由

### (1) 本件処分手続について

処分庁は、児童らからの審査請求人・母及び異父兄による日常的な暴力及び暴言や、長女が家事全般を担っているとの訴えにより、審査請求人・母及び異父兄からの身体的虐待及び審査請求人・母によるネグレクトとして法第33条の規定に基づき児童らを一時保護した。

児童らに対し、今後についてどうしたいのかを尋ねたところ、積極的に自宅へ戻ることを望んだ者はいなかった。

審査請求人ら及び異父兄は、一時保護後の処分庁との面接において、児童らの訴える虐待行為を否認している。また、児童らとの関わり方が不適切であったとの認識もなかった。

こうしたことを踏まえると、審査請求人ら及び異父兄が、児童らにとって安心安全な養育環境を整えることは期待できないとして、処分庁は児童養護施設への入所が適当と判断したが、審査請求人らが反対の意向を示した。

そのため、処分庁は、〇〇家庭裁判所〇〇支部（以下「家庭裁判所」という。）に対して、〇〇年〇〇月〇〇日付けで法第28条第1項の規定に基づき児童らを里親に委託すること又は児童養護施設に入所させることの承認を求める申立てを行い、〇〇年〇〇月〇〇日付けで却下されたものの、〇〇高等裁判所（以下「高等裁判所」という。）に対して即時抗告を行い、〇〇年〇〇月〇〇日付けで、当該申立てを承認する審判が行われている。

処分庁は、高等裁判所の承認の審判を踏まえ、法第27条第1項第3号の規定に基づき本件処分を行った。

なお、〇〇年〇〇月〇〇日、最高裁判所は、審査請求人らによる特別抗告の提起について棄却とする決定を行い、高等裁判所の承認の審判が確定した。

以上から、本件処分は法令等の定めにも則り、適切に行われたものと認められる。

### (2) 処分理由について

本件処分に係る児童措置決定通知書によれば、入所の理由は「家庭養護困難」とされている。

上記（１）に記載のとおり、処分庁が、審査請求人・母及び異父兄らの日常的な暴力及び暴言により児童らの安心安全な養育環境を整えることが期待できないと判断し、高等裁判所が、審査請求人らに児童らを監護させることは「著しく児童らの福祉を害するもの」と認め、法第２８条第１項の規定に基づく処分庁の申立てを承認する審判を行ったことを踏まえ、処分庁は、本件処分を行ったものである。

審査請求人・母は、虐待の明確な事実がないこと、自宅に帰らない日が多かったことは事実でないこと、長女にほとんどの家事負担をさせていたことは事実でないこと等を主張するが、本件処分は、児童らの生活環境や健康状態等の家庭状況を総合的に判断した高等裁判所の審判を踏まえ、決定したものである。

### （３）審査請求人らの主張について

審査請求人らは、上記の事実認定に関する主張に加え、ハンガーやハンマーで叩いたことによりできた傷であることの医学的根拠が提示できていないこと、児童らが騒ぐことがあり、それを制止することも多かったことを処分庁との面談で伝えていたが、なかったことにされたなどと処分庁の対応の不備を主張している。

親権者等の意に反して施設入所等の措置を採ることについて、家庭裁判所の承認の審判が条件とされているのは、施設入所等の措置が、親権者等の監護権等の制限のみならず、児童の身体の拘束等も伴う措置であることから、親権者等による監護の継続が著しく児童の福祉を害するとの要件（法第２８条第１項）の認定・判断に加え、児童の福祉、親権者等の権利及び双方の比較衡量の総合的な観点からの当該措置の相当性の判断を親権の行使等について監督的立場にある家庭裁判所の専権にゆだね、行政機関は、家庭裁判所の判断に従って当該措置の採否を決すべきものとするとしており、児童の福祉の保護等の要請を適切かつ調和的に確保する趣旨によるものと解される。また、＜１＞所定の要件の有無、当該措置の相当性といった承認の実体要件のみならず、＜２＞審判の手続要件を含め、

当該審判手続及びその上訴審手続で争うことができる事由については、法及び関連法令上、もっぱら当該審判手続及びその上訴審手続において争うことが予定されており、承認の審判に対する事実誤認・判断不当、審理不  
尽・手続違背等の実体上又は手続上の不服については、憲法違反の不服を  
含め、すべて即時抗告等の上訴審手続の中で争うべき事柄であって、抗告  
棄却の決定を経るなどして承認の審判が有効に確定した以上、親権者等は、  
当該措置の取消しを求める抗告訴訟という後行の手続において、これらの  
不服を主張して確定審判の適法性を争うことはできないとされている（東  
京地裁平成19年（行ウ）第745号平成20年（2008年）7月11  
日判決参照。以下「東京地裁判決」という。）。

高等裁判所による承認の審判は確定している。虐待の事実の有無並びに  
処分庁による判断及び主張の過程に関する審査請求人らの主張は、結局、  
裁判所の承認に係る実体要件のうち、児童の福祉を害する事情に関する判  
断への不服であって、本件審査請求の手続において争い得る事由ではない。

また、審査請求人らは、一時保護後から施設入所に至るまでの間、処分  
庁との協議及び児童らが施設入所となった経緯について処分庁からの説明  
がなかったと主張している。〇〇年〇〇月〇〇日、処分庁は審査請求人ら  
との面接の際、審査請求人らの養育環境の改善が期待できず、児童らを家  
庭復帰させた場合に同様の暴力が繰り返される可能性が高いことから、保  
護を継続し、裁判所に申立てを行う方針であることを説明した。処分庁は、  
これらの説明等を行った上で、児童らの施設入所について同意が得られな  
いため、家庭裁判所に対して法第28条第1項の規定に基づく申立てを行  
っており、一連の手続は法の要件に従って行われているものであり、審査  
請求人らへの処分庁からの説明について、本件処分の違法性又は不当性の  
判断に影響を及ぼす事情は認められない。

#### （4）本件処分の違法性又は不当性について

以上のとおり、〇〇年〇〇月〇〇日付けで処分庁が行った本件処分は、  
法令等の定めにもとって適正に行われたということができ、違法又は不当な  
点は認められない。

## 第4 調査審議の経過

令和8年（2026年）	1月	9日	審査庁から諮問
	2月	9日	第1回審議
	3月	5日	第2回審議

## 第5 審査会の判断

### 1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、おおむね適正に行われたものと認められる。

なお、当該審理手続において、審理員は、審査請求人らに対して証拠書類の閲覧等請求ができる旨の文書を送付していない。このことが本件審査請求に係る裁決の判断に与える影響はないと思われるものの、審査請求人らに当該閲覧等請求を行う機会を保障する観点からは、当該文書を送付することが望ましいと考えられる。

### 2 本件処分の適法性及び妥当性

#### (1) 法令等の規定について

児童相談所長は、法第25条第1項の規定による通告を受けた児童について、必要があると認めたときは、法第26条第1項各号のいずれかの措置を採らなければならない。同項第1号では、「次条の措置を要すると認められる者は、これを都道府県知事に報告すること。」とされている。

これを受けて、法第27条第1項では、法第26条第1項第1号の規定による報告のあった児童について、「次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」とされ、同項第3号において、児童を児童養護施設等に入所させる措置について規定している。

法第27条第4項では、「第1項第3号（略）の措置は、児童に親権を行う者（略）があるときは、（略）その親権を行う者（略）の意に反して、これを採ることができない。」とされている一方で、法第28条第1項では、「保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、法第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者（略）の意に

反するとき、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。」とされ、同項第1号では、「保護者が親権を行う者（略）であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。」とされている。

本県においては、法第27条第1項の措置を採る知事の権限は、法第32条第1項及び熊本県児童福祉法施行細則（昭和43年熊本県規則第34号）第2条第2項第4号により、児童相談所長に委任されている。したがって、本県においては、通告を受けた児童について必要があると認めるときは、児童相談所長が、法第27条第1項第3号の措置を採るべきことになる。このことは、法第28条第1項第1号又は同項第2号の規定により法第27条第1項第3号の措置を採る場合も同様である。

「児童虐待等に関する児童福祉法の適正な運用について」（平成9年6月20日児発第434号厚生省児童家庭局長通知）では、法第27条及び法第28条により保護すべき児童として、身体的暴力や性的虐待のほか、衣食住や生活環境の清潔さに関し児童の健康状態を損なうほどの保護の拒否や怠慢、児童の日常生活に支障をきたす精神症状が現れる心理的外傷を与える言動や行為等によって、健全な心身の発育・発達に重大な影響を受けている児童等も含まれるとされている。

## （2）本件処分について

### ア 本件処分に至る手続について

本件処分は、処分庁が通告により一時保護を行っていた児童らに対し、児童の福祉の観点から、法第27条第1項第3号の規定に基づく児童養護施設への入所措置が必要であると判断したところ、当該措置が保護者である審査請求人らの意に反していたことから、法第28条第1項の規定に基づき、家庭裁判所に対し措置の申立てを行い却下されたものの、高等裁判所に対する即時抗告により承認の審判を得て行ったものである。

処分庁は、高等裁判所の承認の審判を踏まえ、本件処分を行っており、一連の手続に違法又は不当な点はない。

### イ 審査請求人らの主張について

審査請求人・母は、本件審査請求において、虐待の明確な事実はないこと、自宅に帰らない日が多かったことは事実でないこと、虐待に係る医学的根拠を処分庁が提示できていないことなどを主張している。

東京地裁判決は、承認の審判の確定後に行われた児童福祉施設への入所措置決定の適法性を争う中で、審判の認定・判断について争うことの可否が争点となった事案であるが、法及び関係法令に照らすと、児童福祉施設への入所措置が児童の福祉を著しく害するか否か等については、専ら当該分野に関する専門的な司法機関である家庭裁判所の審判において審理、判断されるべきであると解されることから、家庭裁判所の承認の審判が確定した場合は、その後の事情変更など特別の事情がない限り、裁判所の判断に従って当該措置の採否を決すべきものという趣旨の制度である以上、確定審判に対する事実誤認や判断不当を主張し、又は確定審判の基準時以前の事情に基づき確定審判の認定に反する主張をして、確定審判の適法性を争うことはできないとされている。

東京地裁判決に照らすと、高等裁判所の承認の審判の基準時以前の虐待の有無や処分庁の不備などの承認の実体要件に当たる事実の認否については、既に高等裁判所の承認の審判が確定している以上、本件審査請求の手續において争うことはできず、審査請求人らの主張は採用できない。

また、当審査会に提出された事件記録からは、高等裁判所の承認の審判の基準時から本件処分までの間に、事情の変更があったと認めるに足る特段の事情も見当たらない。

さらに、審査請求人らは、一時保護後から施設入所に至るまでの間、処分庁との協議及び児童らが施設入所となった経緯について処分庁からの説明がなかったと主張している。しかし、〇〇年〇〇月〇〇日、処分庁は、審査請求人らと面接の際に、家庭環境の改善が期待できないことや、家庭裁判所に申立てを行う方針であること等について説明を行ったところ、児童らの施設入所について同意が得られないため、家庭裁判所に対して法第28条第1項の規定に基づく申立てを行っている。一連の手續は、法の要件に従って行われているもので、審査請求人らへの処

分庁からの説明について、本件処分の違法性又は不当性の判断に影響を及ぼす事情は認められない。

ウ 上記以外の違法又は不当な点について

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 結論

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 宮田 房之

委員 井寺 美穂

委員 真田 由紀子